

全体概要	フェーズ0 発災直後 発災～6時間まで	フェーズ1 超急性期 72時間まで	フェーズ2 急性期 1週間程度まで	フェーズ3 亜急性期 1週間～1ヵ月程度まで	フェーズ4 慢性期 3ヵ月程度まで	フェーズ5 中長期 3ヵ月程度以降	
	被災状況 (1)傷病者等の状況	倒壊・火災・交通事故等により傷病者が多数発生 軽症者が自力で病院や医療救護所等に殺到	救助された外傷系の傷病者数が最大	救出救助活動が徐々に収束 外傷系の患者は遞減	慢性疾患が悪化する患者の増加 精神的不安定者が徐々に増加	慢性疾患患者の状態が徐々に安定化	
(2)医療資源の状況	被災地域の災害拠点病院等の病床を臨時拡大して対応 病院、医療救護所で医療スタッフが不足 ライフライン機能低下、交通・通信の途絶等により医療提供に制約		ライフライン機能等が徐々に回復(医療提供機能も回復)		避難者の減少とともに医療救護所の規模が徐々に縮小 地域の医療機関、薬局等が徐々に再開	医療救護所はほぼ閉鎖 平常診療体制に向けて医療機能が復旧・復興	
医療ニーズ	外傷治療、救命救急のニーズ		慢性疾患治療、被災者・支援する職員等の健康管理(メンタルヘルスを含む)、公衆衛生的なニーズ				
	要援護者への対応ニーズ	人工透析患者、人工呼吸器を要する在宅患者等への対応ニーズ					
必要な 医療救護活動	地域ごとの自立的な活動が中心	都内全域の広域的な活動体制が構築、全国、海外から応援チームが集結					
	地域の医療情報の集約・一元化とそれに基づく関係機関が連携した活動						
		都内全域の広域的な調整			区市町村中心の体制へ移行		
	災害拠点病院を中心とした重症者の収容、治療						
	東京DMATの出場・現場活動	慢性疾患治療、被災者・支援する職員等の健康管理(メンタルヘルスを含む)、公衆衛生的なニーズに対する医療救護活動の後方支援					
	他県DMAT等の参集、受入・配置	他県医療救護班等の参集、受入・配置					
		重症者、透析患者等の被災地域外への搬送					
	区市町村による医療救護所の設置	避難所等への巡回診療					
		都医療救護班等の派遣(医療救護所、医療機関等)					
		要援護者(人工透析患者、人工呼吸器を要する在宅患者等)への支援					
				在宅の被災者への巡回療養支援			
	主に外傷に対する医薬品・医療資器材		主に内科・精神科その他慢性疾患に対する医薬品・医療資器材				
	遺体の検視・検案・身元確認						

1. 行政	フェーズ0 発災直後	フェーズ1 超急性期	フェーズ2 急性期	フェーズ3 亜急性期	フェーズ4 慢性期	フェーズ5 中長期	
	発災～6時間まで	72時間まで	1週間程度まで	1週間～1ヵ月程度まで	3ヵ月程度まで	3ヵ月程度以降	
区市町村 区市町村 災害医療コーディネーター	災害対策本部設置 職員参集、体制構築						
	被害情報の収集・集約(区市町村防災行政無線等)						
	医療救護所 立ち上げ	応急的な医療救護所の運営 詳細は3 - (医療機関及び近接地、駅周辺施設、小中学校等)					
		医療救護所の運営(避難所、二次避難所等) 詳細は3 -					
		避難所のアセスメント					
		医療救護活動拠点の設置(保健所、健康管理センター等)					
		医薬品ストックセンターの設置					
		区市町村連絡調整会議の開催(医療救護班等の活動報告)					
	要援護者(透析患者、人工呼吸器を要する在宅療養患者等)への支援						
	遺体収容所の設置						
区市保健所	区市地域防災計画に基づき、庁内関係部署や地区医師会等関係機関と連携し、公衆衛生専門機関としての役割を担う						
都 東京都災害医療コーディネーター 地域災害医療コーディネーター	災害対策本部設置 職員参集、体制構築	医療救護対策会議の開催(都庁9F) 都(コーディネーター)、警察、消防、自衛隊、医師会等					地域保健医療体制の 復旧・復興計画の策定
	人的被害、医療機関情報の集約・一元化(都防災行政無線、EMIS等)						
	東京DMAT待機要請、被災現場への出場						
	陸上自衛隊等派遣要請						
	都医療救護班等の被災地域への派遣						
	他県DMAT等の効果的配分						
	傷病者、入院患者の被災地域外への搬送						
	災害医療コ- ディネーターの 参集、 体制構築	地域災害医療連携会議の開催(中核病院等) 地域災害医療コーディネーターが召集					
		都医療救護班等の配分調整					
		他県の医療救護班等の効果的配分 ・他県との調整(都庁) ・圏域内の区市町村への配分調整(地域)					
	SCUの設置運営 他県への広域医療搬送の実施						
都保健所	公衆衛生的見地から地域災害医療コーディネーター・市町村を支援 情報収集・提供 各種支援策・活動の調整 保健・衛生活動						
	圏域内における地域保健医療体制の 復旧・復興計画の検討						

2. 病院	フェーズ0 発災直後	フェーズ1 超急性期	フェーズ2 急性期	フェーズ3 亜急性期	フェーズ4 慢性期	フェーズ5 中長期
	発災～6時間まで	72時間まで	1週間程度まで	1週間～1ヵ月程度まで	3ヵ月程度まで	3ヵ月程度以降
災害拠点病院 (24年9月現在70か所) <設置基準> 以下の要件を満たす中から事前に選定 災害の総合地域危険度及び二次保健 医療圏毎の適正配置等を勘案して選定 原則として200床以上の 救急告示医療機関 建物が耐震耐火構造 講堂、会議室等の転用面積が広い	院内の被害情報の収集、都等への報告 (防災行政無線・衛星回線・EMIS等の活用)					
	職員の参集、体制の構築	他県DMAT等による病院支援				
	入院患者の安全確保	外来傷病者の二次トリアージの実施				地域医療の復旧・復興計画に基づき、 平常時の医療提供体制、保険診療へ徐々に移行
	重症者の収容・治療					
	収容できない重症者、透析患者等を被災地域外へ搬送 中等症者等の災害連携病院への転送					
	通信、ライフライン(電気・水・ガス)、医薬品、食料・飲料水等の確保、不足する場合の応援要請					
	医療救護班・東京DMAT等の派遣、転送患者の受入れ					
応援医療救護班等による診療継続(地域防災計画に基づく)						
災害拠点連携病院 (救急告示医療機関等)	院内の被害情報の収集、都等への報告 (EMIS等の活用)					
	職員の参集、体制の構築	他県DMAT等による病院支援				
	入院患者の安全確保	外来傷病者の二次トリアージの実施				地域医療の復旧・復興計画に基づき、 平常時の医療提供体制、保険診療へ徐々に移行
	中等症以下の救急患者等の収容・治療					
	収容できない重症者等の災害拠点病院への転送					
	災害拠点病院の効果的なサポート 病院に移動できない患者の診療・搬送、処置済患者の受入れ等					
	応援医療救護班等の支援による診療継続(地域防災計画に基づく)					
医療救護所との連携 傷病者受入れ、スタッフ派遣、医薬品貸出し等						
通信、ライフライン(電気・水・ガス)、医薬品、食料・飲料水等の確保、不足する場合の応援要請						
災害医療支援病院	院内の被害情報の収集、都等への報告 (EMIS等の活用)					
	職員の参集、体制の構築	応援医療救護班等の病院支援による診療継続(地域防災計画に基づく)				
	入院患者の安全確保	外来傷病者の二次トリアージの実施				地域医療の復旧・復興計画に基づき、 平常時の医療提供体制、保険診療へ徐々に移行
	医療制約を受ける者(透析、人工呼吸器を要する在宅患者等)の受入れ					
	災害拠点病院・災害拠点連携病院からの入院患者等の受入れ					
	収容できない重症者・中等症者を災害拠点病院等へ転送					
通信、ライフライン(電気・水・ガス)、医薬品、食料・飲料水等の確保、不足する場合の応援要請						

3. 診療所・医療救護所	フェーズ0 発災直後	フェーズ1 超急性期	フェーズ2 急性期	フェーズ3 亜急性期	フェーズ4 慢性期	フェーズ5 中長期
	発災～6時間まで	72時間まで	1週間程度まで	1週間～1ヵ月程度まで	3ヵ月程度まで	3ヵ月程度以降
専門的医療を行う診療所 ・救急告示医療機関 ・透析医療機関 ・産婦人科 ・その他有床診療所等	被害情報の収集、地区医師会等への報告 職員の参集、体制の構築 入院患者の安全確保	外来傷病者の二次トリアージの実施 医療制約を受ける者(透析、人工呼吸器を要する在宅患者等)の受入れ 災害拠点病院・災害連携病院からの入院患者等の受入れ 収容できない重症者を災害拠点病院へ転送 収容できない中等症者を災害連携病院等へ転送	応援医療救護班等による診療所支援、診療継続(地域防災計画に基づく)		地域医療の復旧・復興計画に基づき、 平常時の医療提供体制、保険診療へ徐々に移行	
一般診療所等 ・医院・クリニック、ビル診 ・歯科診療所 ・薬局	被害情報の収集、地区医師会等への報告 来院患者の安全確保	医療救護班、歯科医療救護班等を近隣の医療救護所に派遣 (在宅医療等の二次避難所への派遣を含む)	医療救護班等による診療所支援、診療継続(地域防災計画に基づく)		地域医療の復旧・復興計画に基づき、 平常時の医療提供体制、保険診療へ徐々に移行	
緊急医療救護所 区市町村地域防災計画に基づき設置 <設置場所基準(案)> 医療機関の敷地内 医療機関近接の公園等 (災害拠点病院及び敷地内の確保が困難な場合)	医療救護班、歯科医療救護班、 薬剤師班等の参集 一次トリアージの実施 重症者の災害拠点病院等への搬送 中等症者の災害連携病院への搬送 軽症者の応急手当、避難所等への誘導 通信、ライフライン(電気・水・ガス)、医薬品等の確保、 不足する場合の応援要請					
医療救護所 区市町村地域防災計画に基づき設置 <設置場所基準(案)> 500人以上の避難所内 二次避難所内		避難者の定点・巡回診療(健康相談・診察、歯科治療、服薬指導等)	他県の医療救護班、JMATによる医療支援 公衆衛生チーム等による後方支援			不足する医薬品、食料・飲料水、生活必需品等の確保及び応援要請 医療救護所の開設時期については、 区市町村が実情を踏まえ決定する。